

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	合併の方式	協議細目
調整の方針	高富町、伊自良村、美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。	
項目	新設(対等)合併	編入(吸収)合併
合併方式の定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入(吸収)することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新自治体の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新自治体名の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。
新しい事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
現町村長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。
	定数	設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。
	在任	合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。
農業委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
その他特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。
一般職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。
条例・規則等	消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)
農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	合併の方式	協議細目
調整の方針		
項目	市と町村との主な違い	
	市の場合	町村の場合
議員の定数	人口5万人未満の市の場合の議員定数(上限)は、30人。 平成15年1月1日以降は26人	人口2万以上の町村の場合の議員定数(上限)は、30人。 平成15年1月1日以降は26人
議会の招集の告示期間	開会の日の7日前までに告示。	開会の日の3日前までに告示。
議会事務局を置かない場合の職員の配置	議会事務局を置かない市の議会に書記長、書記その他の職員を置く。	議会事務局を置かない町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、書記長を置かないことができる。
収入役	収入役を置かなければならない	条例で収入役を置かず、町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
選挙管理委員会の職員	市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。	町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。
監査委員の定数	人口25万人未満の市の定数は、3人又は2人。	定数は、2人。
選挙期間	指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙の期間は、7日間。	議会の議員及び長の選挙の期間は、5日間。
福祉事務所	福祉事務所の設置が義務づけられている。	福祉事務所の設置は任意。
生活保護	生活保護の決定及び実施等を行う。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
妊産婦等の入所等の措置	妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所等措置を行う。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
障害児福祉手当等	障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定及び支給等を行う。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
知的障害者の援護等	知的障害者の援護等を実施。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
児童扶養手当	児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等を行う。 平成14年8月1日から施行	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
史跡名勝、天然記念物	市の教育委員会は、史跡名勝、天然記念物の現状変更等(重大な現状変更等を除く)の許可等を行う。	町村の教育委員会にあっては、これを行わない。
商店街振興組合等	市の区域を越えない商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可、定款の変更の許可等を行う。	町村にあっては、これを行わない。